

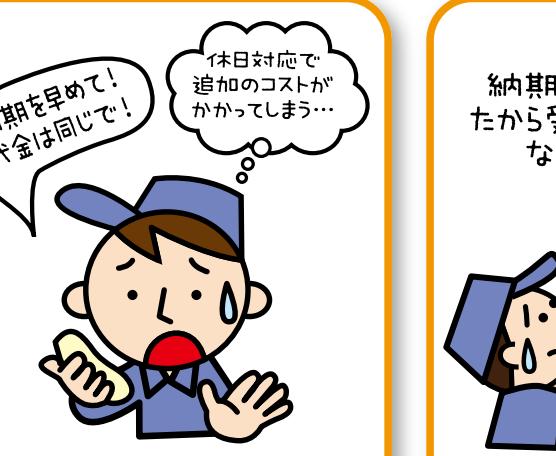
働き方改革に伴う「しわ寄せ」で困っていませんか？

発注者である大企業・親事業者の働き方改革推進に伴い、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や労務の無償提供を要請する等、下請企業に不利益となるような「しわ寄せ」取引が懸念されています。

働き方改革に伴う「しわ寄せ」事例



親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検査体制不備に起因した受領拒否や支払遅延



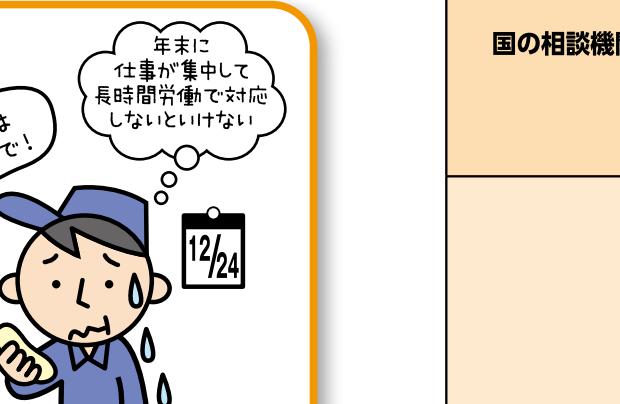
適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更



無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額



親事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検査体制不備に起因した、適正なコスト負担を伴わない人員派遣要請や付帯作業の要請



納期や工期の過度な特定期間(年度末や年末年始)への集中

発注側のこのような行為は受注側の中小企業の労働基準関係法令違反につながったり、下請代金支払遅延防止法等の違反行為となる恐れもあります。

- 下請中小企業振興法に基づく下請振興基準でも下記事項を努力義務と定めています。
- ①親事業者との取引に起因して、下請事業者が労働基準関連法令に違反することのないよう配慮すること
 - ②やむを得ず、短納期や急な仕様変更等を行う場合には、親事業者が適正なコストを負担すること

下請事業者の働き方改革を阻害し、不利益となる取引でお困りの場合はご相談ください。

下請取引に関する相談機関のご案内

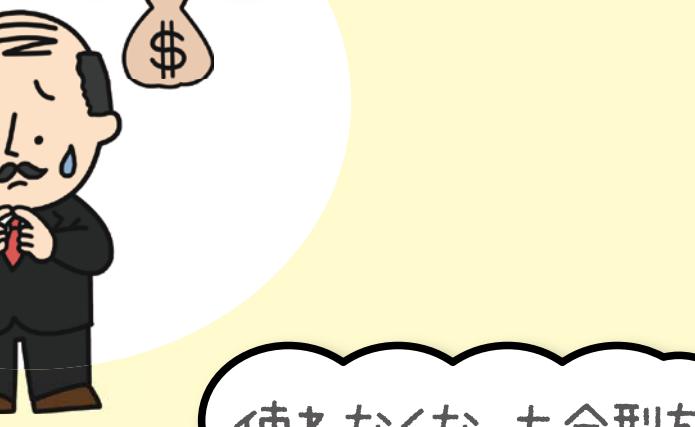
下請取引に関する苦情・紛争処理の相談は次の機関で受け付けています。相談者及び相談内容について、相手方（親事業者）に知られないように指導・勧告等を行えますので、お気軽にご相談ください。

下請センター東京（下請取引紛争解決センター） (公財) 東京都中小企業振興公社 本社 (秋葉原庁舎 4階) 〒101-0025 千代田区神田佐久間町 1-9 電話：03-3251-9390 FAX:03-3251-7888 Email: s-center@tokyo-kosha.or.jp	下請センター東京 多摩支援室 (公財) 東京都中小企業振興公社 多摩支社 〒196-0033 昭島市昭町 3-6-1 産業サポートスクエア・TAMA 電話：042-500-3909 FAX: 042-500-3910
苦情紛争 下請センター東京 (公財) 東京都中小企業振興公社	取引上の様々なトラブルに対して下請法に詳しい専門相談員や弁護士が親身になってご相談に応じ、具体的な解決策を提示します。 (事前にお問い合わせください) ○専門相談員による相談 月曜日から金曜日 (土日・祝祭日・年末年始を除く) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 ○弁護士相談 (要予約・秋葉原庁舎のみ) 月曜日から金曜日 (土日・祝祭日・年末年始を除く) 13:30 ~ 16:30 1件 1時間程度
消費税の転嫁拒否に関する相談 裁判外紛争解決手続 (ADR)	消費税の引上げに伴う転嫁拒否に関する相談に対応します。 ご希望に応じて、「裁判外紛争解決手続 (ADR)」を実施します。センターの選任する第三者 (弁護士) が公正中立な立場で、調停により簡易迅速な紛争解決を図ります。(秋葉原庁舎のみ) ○トラブルの種類・内容、当事者の事情・意見に応じて、柔軟な解決を図ることができます。 ○手続は非公開です。当事者のプライバシー、営業上の秘密などに配慮して実施します。
※下請センター東京は、認証紛争解決事業者として法務大臣の認証を取得しました。(かいつけサポート第16号)	

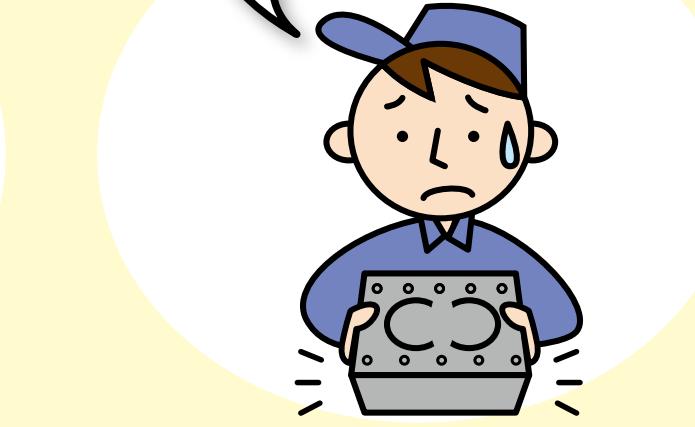
親事業者との取引で困っていませんか？

下請適正取引を支援します

期日を過ぎても代金を支払ってくれない



品物に欠陥がないのに返品された…



使わなくなった金型を廃棄させてくれない



親事業者との取引で困っていることはありませんか？



トラブルが起きたらできるだけ早く行政機関等に相談することが大切です。
(裏面の相談機関をご利用ください。)

下請代金支払遅延等防止法のしくみ

(昭和 31. 6. 1 法律第 120 号)

①目的

この法律は親事業者の下請事業者に対する取引を公正なものとし、下請事業者の利益を保護することを目的としています。

②対象となる取引

下請法の対象取引 = 取引の内容 + 資本金区分



下請法が適用される下請取引はこの2つの条件を満たす場合にのみ適用されます

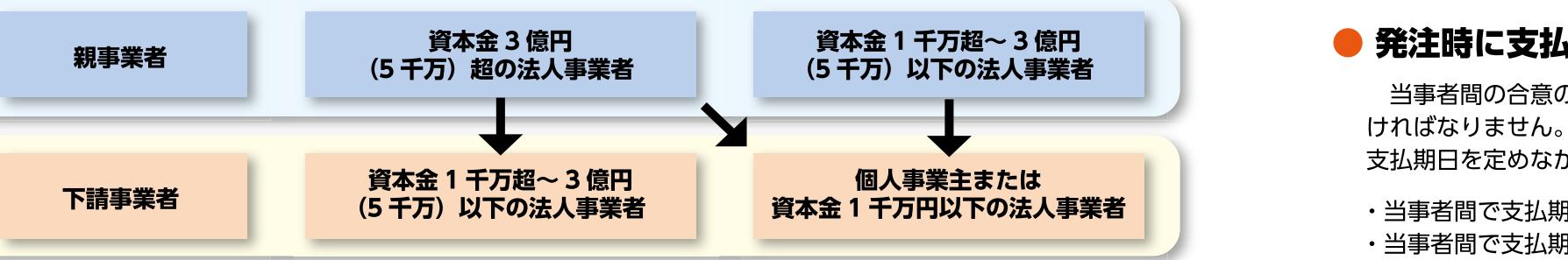
①製造委託：

物品の販売や製造を営む事業者（製造業者、販売業者等）が、規格、品質、形状、デザイン、ブランド等を指定して、他の事業者に委託したり、自社で使用する物品を自社で修理している場合に、その修理の一環を他の事業者に委託すること等をいいます。（ここでいう「物品」とは動産を指しており、家屋などの建築物は対象に含まれません。）

③情報成果物作成委託：

ソフトウェア、映像コンテンツ、各種デザイン等、情報成果物の提供や作成を営む事業所が、他の事業者にその作成作業を委託することをいいます。情報成果物の代表例としては次のようなものを挙げることができます。物品の付属品・内臓部品、物品の設計・デザインに関わる作成物全般を含んでいます。（例）プログラム、映像や音声・音響などから構成されるもの、文字、図形・記号等から構成されるもの。

③規制の対象となる取引の範囲



カッコ外は、製造委託・修理委託・プログラム作成に係る情報成果物作成委託・運送、物品の倉庫における保管及び情報処理による役務提供委託。カッコ内は上記を除く情報成果物作成委託・役務提供委託。

④親事業者に対しては、次に掲げる禁止行為が定められています。

禁止行為

- ① 納品の受け取り拒否の禁止
- ② 下請代金の支払遅延の禁止
- ③ 下請代金の減額の禁止
- ④ 返品の禁止
- ⑤ 買いたたき（代金を不当に低く定めること）の禁止
- ⑥ 購入・利用強制の禁止（親事業者の製品・役務を強制して導入・利用させること）
- ⑦ 報復措置の禁止（親事業者の不公平な行為を行政に申告したとして取引停止等の不利益な取扱いをすること）
- ⑧ 有償で支給した原材料等の代金を、早期に（下請代金の支払期日より）決済することの禁止
- ⑨ 割引困難な手形（繊維業は 90 日、その他の業種は 120 日を超える長期の手形）交付の禁止
- ⑩ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（下請事業者から金銭労務の提供等をさせること）
- ⑪ 不当な給付内容の変更及び不当なやり直しの禁止

※手形の振出日から支払期日までの期間のこと

下請代金の支払い手段について（公正取引委員会通達）

支払は現金で！手形の場合は親事業者が割引料の負担しましょう！

下請法では、下請事業者に支払われるべき下請代金は、金銭（現金）によることが原則とされています。また、下請振興法に基づく振興基準においても「下請代金はできる限り現金で支払うもの」とされています。

・下請代金の支払いは可能な限り現金で

・手形等による場合は、割引料を下請事業者に負担させることがないよう、あらかじめ割引相当分を上乗せしたり下請代金の額を十分に協議する。

・手形サイト※は 120 日以内（繊維業においては 90 日以内）は当然として、将来的に 60 日以内とするよう努める。

※手形の振出日から支払期日までの期間のこと

取引のポイント：取引条件、協議は必ず書面に残す

参考：中小企業庁「中小企業・小規模事業者のための価格交渉ノウハウ・ハンドブック」

①取引条件、ルールを書面（契約書、見積書、メール等）に残す

トラブルを未然に防ぐためには書面の取り交わし、記録が不可欠です！

書面の共有が難しい場合でも、電子メールにて記録を残す

取引先に対して、「間違えがあるとご迷惑をかけるので確認させてください」と伝え、口頭で取り交わした内容をメールにて送付して確認をする

契約書作成の心得

- 1 契約の当事者と契約の成立の時期をはっきりさせる
- 2 契約の対象、目的物、双方の権利、義務の内容、範囲をはっきりさせる（品目、規格、数量、単価、金額、納期、引渡場所、検収期間、所有権の移転時期、支払期日、不良品の処理等）
- 3 責任の範囲をはっきりさせる（親事業者側の都合による債務不履行責任等）
- 4 その他の記載事項
量産終了後の補給品の単価、支払期間、打切り基準、型の保管費用、費用負担、従業員の派遣についての費用負担、図面提供費や第三者への開示可否

その他

- 契約書に記載のない費用を伴う追加作業等は、その都度書類等で確認のうえ、作業をすすめる
- 取引慣行上負担区分の不明確な経費については、負担区分を明確に文書化すること

②価格交渉ではコストに関する客観的、合理的な根拠を目にする形で

親事業者からの値下げ要請阻止や逆に労務費等の向上による値上げ要求の交渉には、客観性のあるデータや合理的な根拠を用意する

例）人件費や原材料の内訳とその価格推移表、必要な工数、技術難易度、知的財産の対価、原価計算ソフトを用いた計算プロセスと結果

③原材料価格の上昇分を単価に反映できる仕組みを導入

企業努力で対応可能な範囲を示し、その範囲を超えるものについては、協議するサーチャージ制や価格スライド制を導入し、価格の上昇によるコストの増減分を別途にする

④必要に応じて、対案・代案を提示する

より効率的な加工方法・材料への変更、メンテナンスフリー化・サービス体制の変更、簡易包装への変更、自社調達から材料支給へのシフト、不要に厳しい検査基準見直し・支払条件の変更等

⑤すでに無償で保管している金型については、保管している金型情報を整理し、親事業者に保管費用の合理的な根拠を示し、破棄や費用負担を交渉してみる

⑥価格交渉を行う際は、税抜価格にて交渉を行う

⑦新規で取引を行う場合、お互いに相手企業の実情を調査のうえ、取引を開始すること

消費税は適正に転嫁されていますか？

8% → 10%

2% 負担…

消費税率の引上げ後の加工単価（税抜）について一定率の値引きを要請し、消費税率の引上げ前の加工単価（税込）に消費税率の引上げ分を上乗せしなかった

↑

↓

消費税率の引上げ後も、消費税率の引上げ分を上乗せしなかった

↑

↓

消費税率の引上げ前に上乗せせず、消費税率の引上げ前の加工単価（税込）に消費税率の引上げ分を上乗せしなかった

消費税率…

特定事業者によるこうした行為は、

消費税転嫁対策特別措置法

で禁止されています。

消費税率引上げ前に受注し、引上げ後に納品する予定の商品の消費税率について、注文書の改定に応じてもらえないかった

消費税率分

ひいておくね

税抜単価に消費税率分を上乗せした価格を代金とすることを取り決めていたが、支払の際に、消費税率の引上げ分を減じて支払った

消費税率分

発注量減らされた…

商品の容量について、消費税率引上げ分に相当する量を減らして、これまでと同じ納入価格（税込）にするよう求められた

税抜価格の見積書しか受け取らない！！

値札付替も大変だ～

納入した商品の消費税率の引上げ後の値札の付け替え作業を無償で要請された